

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和元年度特定公募型研究開発業務
（ムーンショット型研究開発）に関する
報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次の通りである。

文 部 科 学 大 臣

令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構においては、総合科学技術・イノベーション会議が策定した方針に基づき、内閣府・文部科学省等と協議を行い、ムーンショット目標案の具体化やプログラムディレクターの任命、プロジェクトマネージャーの公募を行うなど、着実に事業を実施した。
2. 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。